

岐阜県公報

第 五 百 三 十 八 号
令 和 六 年 十 一 月 一 日
(金曜日)

目 次

告 示

- 鳥獣保護区の存続期間の更新
- 特別保護地区の指定
- 特定猟具使用禁止区域の指定
- 道路の区域変更
- 道路の供用開始
- 土地改良事業計画の変更認可
- 落札者等に関する公示

公 示

- (環境生活政策課) 四四一^{ページ}
- (同) 四四四
- (同) 四四五
- (道路維持課) 四四七
- (同) 四四八
- (農地整備課) 四四八
- (古川土木事務所) 四四八

告 示

岐阜県告示第四百二十四号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）
第二十八条第七項ただし書の規定により次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新するの
で、同条第九項において読み替えて準用する同法第十五条第二項の規定により告示する。
令和六年十一月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 存続期間を更新する鳥獣保護区の名称及び区域

名 称	区 域
金華山鳥獣保護区	岐阜市湊町地内の国道二五六号の長良川に架かる長良橋左岸を起点とし、同所から長良川左岸堤防道路を東進し市道上材木町鏡岩線に至り、同所から同市道を東進し県道上白金真砂線に至り、同所から同県道を東進し市道お山下菊川線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道日野本線に至り、同所から同市道を東南進し市道日野中一号線に至り、同所から同市道を南進し国道一五六号との交点に至り、同国道を東進し市道日野中五八号線との交点に至り、同市道を東南進し県道岐阜県南大野線との交点に至り、同所から同県道を西進し市道城望町東興線との交点に至り、同所から同市道を北進し月ノ会町二丁目の道路との交点に至り、同所から同道を東進し金華山山麓に沿う道路と水路との境界に至り、同所から同境界を北進した後西進し市道伊奈波通り一丁目本町一丁目線、市道本町一丁目大宮町二丁目線を経て、国道二五六号に至り、同所から同国道を北進し起点に至る線により囲まれた区域

鳥羽川鳥獣保護区	山県市大字西深瀬地内の鳥羽川に架かる隠山橋の右岸を起点とし、同所から市道一三〇九〇号線を北進し、市道一九〇〇一号線へ入り、同市大字大桑字東川地内の市道二〇〇〇四号線との交点に至り、同所から出合橋を渡り市道一八〇〇一号線を南進し椎倉川に至り、同所から市道一四〇九五号線に渡り同市道を南進し隠山橋に至り、同橋を渡り起点に至る線により囲まれた区域
舟伏山鳥獣保護区	山県市大字神崎地内の舟伏山登山道と本巢市根尾松田に通ずる歩道との交点を起点とし、同所から同歩道を西進し本巢市との境界に至り、同所から同境界を西北進した後北東進し舟伏山三角点（一、〇四〇・三メートル）に至り、同所から山県市大字神崎字大舟伏と字橋ヶ谷とを分ける稜線を東進し舟伏山登山道との交点に至り、同所から同登山道を東南進した後南進し起点に至る線により囲まれた区域
船附鳥獣保護区	大垣市横曽根地内の国道二五八号と県道羽島養老線との交点を起点とし、同所から同県道を東進し福東大橋を経て県道今尾大垣線との交点に至り、同所から同県道を南進し県道安八海津線との交点に至り、同所から同県道を南進し県道養老平田線との交点に至り、同所から同県道を西進し今尾橋を経て町道根古地今尾橋線との交点に至り、同所から同町道を西北進し国道二五八号との交点に至り、同所から同国道を北進し起点に至る線により囲まれた区域
水嶺湖鳥獣保護区	大垣市上石津町地内の市道打上二〇号線と岐阜県と三重県との境界との交点を起点とし、同所から同町道を北進し作業道との交点に至り、同所から同作業道を東進し終点に至り、同所から岐阜県と三重県との境界（標高二六三メートル）に通ずる歩道を南進し同境界に至り、同所から同境界を南進し県道時下野尻線との交点を経た後西北進し起点に至る線により囲まれた区域
笹平鳥獣保護区	加茂郡白川町大字三川字笹山地内の町道太田尾線と林道加茂東線との交点を起点とし、同所から斜面を南西進し頂上に至り、同所から尾根を西北進し同大字字平鍋と字笹山との境界に至り、同所から同境界を北進し大字和泉字白草と大字三川字笹山との境界に至り、同所から同境界を北東進し町道柳島笹平線に至り、同所から同町道を東南進し笹平開発道路に至り、同所から同開発道路を北東進した後東南進し林道大平線に至り、同所から南進し林道加茂東線に至り、同所から同林道を西進し起点に至る線により囲まれた区域
納古山鳥獣保護区	線により囲まれた区域 加茂郡川辺町と同郡七宗町との境界と林道牧ヶ洞線との交点を起点とし、同所から同林道を北進し同林道終点に至り、同所から尾根沿いの歩道を西北進し一ノ峠に至り、同所から同歩道を南西進し林道横谷線終点を経た後西北進し三角点（三八一・〇メートル）に至り、同所から歩道を北東進し同町との境界に至り、同所から同境界を東進し納古山山頂に至り、同所から同境界を北進し作業道木和谷洞線との交点に至り、同所から同境界を南進し起点に至る線により囲まれた区域
松野鳥獣保護区	可児郡御嵩町次月地内の国道二一号と町道上之郷六六号との交点を起点とし、同所から同町道を北進した後北東進し町道上之郷二九号との交点に至り、同所から同町道を東南進し瑞浪市との境界に至り、同所から同境界を北東進し東海自然歩道（支線）との交点に至り、同所から同自然歩道を北東進し市道平岩・御嵩線（東海自然歩道本線）との交点に至り、同所から同市道を東進し県道恵那御嵩線との交点に至り、同所から同県道を東南進し市道平岩六号との交点に至り、同所から同市道を東南進し県道大西瑞浪線との交点に至り、同所から同県道を東南進し市道平岩柄石線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道平岩・松野線との交点に至り、同所から同市道を南西進し瑞浪市日吉町字郷上と字狸岩とを分ける稜線に至り、同所から同稜線を南西進し同大字字狸岩と字湯平とを分ける稜線に至り、同所から同稜線を南西進し同大字字西山一五二七番地と一五二八番地とを分ける稜線に至り、同所から同稜線を南西進し柄石峠を経て土岐市との境界に至り、同所から同境界を西北進し御嵩町との境界に至り、同所から同境界を西北進し国道二一号に至り、同所から同国道を北進した後西進し起点に至る線により囲まれた区域
恵那峡鳥獣保護区	恵那市大井町烏帽子岩地内の県道毛呂窪姫栗線と県道恵那蛭川東白川線との交点を起点とし、同所から同県道を北進した後東進し和田川に架かる安弘見橋及び中津川市蛭川との境界を経て市道田原奥渡線との交点に至り、同所から同市道を南東進した後東進し市道蛭川一〇七号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道蛭川一二八号線との交点に至り、同所から同市道を北東進し才オグテ歩道との交点に至り、同所から同歩道を北東進し市道一之瀬木積沢線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道蛭川九六号線との交点に至り、同所から同市道を北東進し市道蛭川九八号線との交点に至り、同所から同市道を

五色ヶ原鳥獣保護区	北ノ俣鳥獣保護区	付知中央南鳥獣保護区	
高山市丹生川町久手地内の国道一五八号と薬師谷との交点を起点とし、同所から同国道を東進し県道乗鞍公園線との交点に至り、同所から同国道を東進し同市奥飛騨温泉郷との境界に至り、同所から同境界を東南進し県道乗鞍公園線に至り、同所から	飛騨市神岡町大字打保地内の金木戸国有林二〇五〇林班い、ろ、は及びとの各小班、二〇五一林班よ、た及びれの各小班、二〇五二林班る及びわの各小班、二〇五三林班ろ、は及びいの各小班、二〇五四林班ろ、は、に、ほ、へ、い及び口の各小班、二〇五五林班は、に及びいの各小班、二〇五七林班ろ、は及びいの各小班、二〇六六林班は、に及びいの各小班、二〇六七林班は、に及びいの各小班並びに二〇六八林班は、に及びいの各小班的区域	中津川市付知町字黒川地内の市道黒川中野線と市道付知一一一線と国道二五七号との交点を起点とし、同所から同市道を西南進し県道越原付知線との交点に至り、同所から同市道を西北進し市道付知一〇二線との交点に至り、同所から同市道を西北進し県道越原付知線を経て市道中屋野尻線との交点に至り、同所から同市道を西北進し市道付知一〇一線との交点に至り、同所から同市道を東南進し市道新田中野線との交点に至り、同所から同市道を北東進し市道尾ヶ平向山線との交点を経た後東南進し市道付知六七号線との交点に至り、同所から同市道を東南進し市道付知九七号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道新田中野線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道黒川中野線との交点に至り、同所から同市道を南進し起点に至る線により囲まれた区域	北進し市道蛭川八八号線との交点に至り、同所から同市道を東南進し中津川市高山との境界に至り、同所から同境界を南進し一之瀬川右岸に至り、同所から同川右岸を東南進し木曾川右岸に至り、同所から同川右岸を東南進し木曾川に架かる旧美恵橋の北詰めに至り、同所から同橋の南詰めに至り、同所から市道坂本二二五号線を南進し県道恵那苗木線との交点に至り、同所から同県道を南進し市道源清五ツ峯線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道五ツ峯中畑線との交点に至り、同所から同市道を南進し、恵那市との境界に至り、同所から同境界を東南進しＪＲ中央線との交点に至り、同所から同線を南進し市道寺平的ヶ屋敷線との交点に至り、同所から同市道を西北進し県道恵那蛭川東白川線との交点に至り、同所から同県道を西北進し起点に至る線により囲まれた区域
舟伏山鳥獣保護区	鳥羽川鳥獣保護区	金華山鳥獣保護区	二 鳥獣保護区の存続期間 令和六年十一月一日から令和十六年十月三十一日まで 三 鳥獣保護区の保護に関する指針 ら同県道を南進し国指定北アルプス鳥獣保護区との境界（乗鞍国有林二〇〇林班西側の境界）に至り、同所から同境界を南進し同市高根町との境界に至り、同所から同境界を西北進し同市朝日町との境界に至り、同所から同境界を西北進し丸黒山三角点（一、九五六・三メートル）を経て乗鞍国有林一一八林班の西側の境界に至り、同所から同境界を北進し沢之上谷川に架かる林道岩井谷線の旧平金鉱山橋に至り、同所から同林道を東南進し岩井谷水源池に至り、同所から谷を東南進し貯水池に至り、同所から管理歩道を北進し池之俣発電所に至り、同所から池之俣御興谷を東進し乗鞍国有林一〇〇林班の西側境界に至り、同所から同谷と久手御越谷とを分ける稜線を西北進し三角点（一、四八四・四メートル）に至り、同所から飛騨ほおのき平スキー場西側の民有林との境界を北進し起点に至る線により囲まれた区域
	森林鳥獣生息地の保護	森林鳥獣生息地の保護	当該地域は、スギ、ヒノキの人工林、広葉樹林が分布する林相の変化に富む地域であり、ツキノワグマ、イノシシ、カモシカ、ヤマドリをはじめとする多種多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図る。

船附鳥獣保護区	集団渡来地の保護区	当該地域は、マガモ、コガモ、ヒドリガモをはじめとする渡り鳥の中継地として重要な河川であり、多種多様な渡り鳥が中継地として利用していることから、鳥獣保護区に指定し、当該区域を利用する鳥獣の保護を図る。
水鏡湖鳥獣保護区	身近な鳥獣生息地の保護区	当該地域は、森と湖自然公園となっている湖と森に囲まれた地域であり、マガモ、コガモ、イノシシ、タヌキをはじめとする多種多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図る。
笹平鳥獣保護区	身近な鳥獣生息地の保護区	当該地域は、広葉樹が樹生する地域であり、キジ、コジュケイをはじめとする多種多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図る。
納古山鳥獣保護区	森林鳥獣生息地の保護区	当該地域は、スギ、ヒノキの人工林及び広葉樹林が分布する林相の変化に富む地域であり、オオタカ、ヤマドリ、イノシシ、ノウサギをはじめとする多種多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図る。
松野鳥獣保護区	森林鳥獣生息地の保護区	当該地域は、アカマツ林、落葉広葉樹林等が分布する林相の変化に富む地域であり、テン、アナグマ、ニホンリスをはじめとする多種多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図る。
恵那峡鳥獣保護区	森林鳥獣生息地の保護区	当該地域は、中津川市、恵那市にまたがる木曾川河畔を中心とする常緑広葉樹林、コナラ林、アカマツ林等が分布する林相の変化に富む地域であり、ヤマドリ、オシドリ、リス、タヌキをはじめとする多種多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図る。
付知中央南鳥獣保護区	森林鳥獣生息地の保護区	当該地域は、スギ、ヒノキの人工林、広葉樹林が分布する林相の変化に富む地域であり、カシラダカ、アトリ、キツネ、ノウサギをはじめとする多種多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図る。

岐阜県告示第四百二十五号 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定により次のとおり特別保護地区を指定するので、同条第四項において読み替えて準用する同法第十五条第二項の規定により告示する。 令和六年十一月一日 岐阜県知事 古 田 肇			護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図る。	
北ノ俣鳥獣保護区	森林鳥獣生息地の保護区	当該地域は、天然針葉樹林及び天然広葉樹林が分布する林相の変化に富む地域であり、ライチョウ、クマタカ等の希少鳥獣をはじめとする多種多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図る。		
五色ヶ原鳥獣保護区	森林鳥獣生息地の保護区	当該地域は、天然針葉樹林及び天然広葉樹林が分布する林相の変化に富む地域であり、ヒガラ、オオルリ、ツキノワグマ、ノウサギをはじめとする多種多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図る。		

一 特別保護地区の名称及び区域		
名 称	区 域	域
金華山特別保護地区	金華山国有林三一八。林班から三一八七林班までの各林班の区域	可児郡御嵩町次月地内の国道二一〇号と町道上之郷六六号との交点を起点とし、同所から同町道を北進した後北東進し町道上之郷二九号との交点に至り、同所から同町道を東南進し瑞浪市との境界を越え市道松野湖線との交点に至り、同所から同市道を東南進し松野湖余水吐を南西進し可児川沿いの散歩道に至り、同所から同散歩道を南西進し御嵩町との境界に至り、同所から同境界を南西進し国道二一〇号に至り、同所から同国道を北進し

二 特別保護地区の存続期間 令和六年十一月一日から令和十六年十月三十一日まで			三 特別保護地区の保護に関する指針		
地区	恵那峡特別保護地区	た後西進し起点に至る線により囲まれた区域	名称	指定区分	指 定 目 的
北ノ俣特別保護地区	飛驒市神岡町大字打保地内の金木戸国有林二〇五四林班イ小班、二〇五五林班イ小班、二〇五七林班イ小班及び二〇六六林班イ小班的区域	大井ダムから旧美恵橋跡に至る木曾川の水面の区域	金華山特別保護地区	森林鳥獣生息地の保護区	当該地域は、多様な針葉樹及び広葉樹が群生する林相の変化に富む地域であり、アナグマ、アカゲラ、ヤマガラ、シジュウカラをはじめとする多種多様な鳥獣が生息している。特に良好な鳥獣の生息環境となっているスタジイ、ツブラジイといった照葉樹の極相林及びヒノキの天然林が発達している国有林の当該区域について、特別保護地区に指定し、鳥獣の生息環境を保全する。
松野特別保護地区	森林鳥獣生息地の保護区	当該地域は、アカマツ林、落葉広葉樹林等が分布する林相の変化に富む地域であり、テン、ニホンリス、アカゲラ、カケスをはじめとする多種多様な鳥獣が生息している。特に良好な鳥獣の生息環境となっている松野湖周辺の当該区域について、特別保護地区に指定し、鳥獣の生息環境を保全する。	森林鳥獣生息地の保護区	森林鳥獣生息地の保護区	当該地域は、コナラ林、アカマツ林等が分布する林相の変化に富む地域であり、ホシハジロ、カワアイサ、オオバンをはじめとする多種多様な鳥獣が生息している。特に良好な鳥獣の生息環境となっている大井ダム湖の当該区域について、特別保護地区に指定し、鳥獣の生息環境を保全する。
北ノ俣特別保護地区	森林鳥獣生息地の保護区	当該地域は、樹高の低いハイマツ林や高山性の低茎草地在分布する地域であり、ライチョウ、クマタカ等の希少鳥獣をはじめとする多種多様な鳥	池辺特定猟具使用禁止区域	養老郡養老町瑞穂地内の町道有尾横屋一号線と町道田粗大センター線との交点を起点とし、同所から町道有尾横屋一号線を北進し県道小倉鳥江大垣線との交点に至り、同所から同県道を	鳥獣が生息している。特に良好な鳥獣の生息環境となっている北ノ俣岳稜線沿いの当該区域について、特別保護地区に指定し、鳥獣の生息環境を保全する。

岐阜県告示第四百二十六号
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定するので、同条第十二項において読み替えて準用する同法第三十四条第三項の規定により告示する。
令和六年十一月一日
岐阜県知事 古 田 肇

一 禁止する特定猟具の種類
銃器
二 特定猟具使用禁止区域の名称及び区域

京ヶ洞特定猟具使用禁止区域
山県市大字高富地内の市道一四〇〇一号線と同市大字東深瀬と同市大字高富とを分ける稜線との交点を起点とし、同所から同稜線を北東進した後東南進し岐阜市との境界に至り、同所から同境界を東南進し市道一一二一三号線に至り、同所から同市道を西進し市道一一九五号線との交点に至り、同所から同市道を西進し山県市大字高富字松洞及び字京ヶ洞と同大字大北及び字井戸洞とを分ける稜線に至り、同所から同稜線を北進した後西北進し市道一一九一號線に至り、同所から同市道を西北進し市道一一九〇號線との交点に至り、同所から同市道を北東進し市道一一八八號線との交点に至り、同所から同市道を西北進し市道一〇〇九號線との交点に至り、同所から同市道を北東進し市道一一八七號線に至り、同所から同市道を北東進した後西北進して起点に至る線により囲まれた区域

梨割山特定猟具 用禁止区域	坂戸特定猟具使 用禁止区域	広見特定猟具使 用禁止区域	森部特定猟具使 用禁止区域	
加茂郡富加町大字大山地内の町道三十一―一線と県道五八号	可児市坂戸地内の可児川左岸と市道塩坂戸線との交点を起点とし、同所から同市道を西進し県道御嵩犬山線に至り、同所から同県道を北進し戸走橋に至り、同所から同川左岸を東進し起点に至る線により囲まれた区域	可児市下恵土地内の可児川右岸と市道五一七六号線との交点を起点とし、同所から同市道を北東進し市道船岡沢渡線に至り、同所から同市道を北東進し市道船岡上屋敷線に至り、同所から同市道を北東進し県道御嵩犬山線に至り、同所から同県道を北東進し可児郡御嵩町との境界に至り、同所から同境界を南西進し可児川右岸に至り、同所から石森橋を南進し市道上野瀬田線に至り、同所から同市道を南進し市道三二六九号線に至り、同所から同市道を南進し市道広見柿田線に至り、同所から同市道を南進し市道石井上野線に至り、同所から同市道を南進し県道御嵩可児線に至り、同所から同県道を東進し市道可児公園平貝戸線に至り、同所から同市道を東進し県道多治見八百津線に至り、同所から同県道を南進し県道土岐可児線に至り、同所から同県道を西北進し市道田尻吹ヶ洞線に至り、同所から同市道を南進し久々利川左岸に至り、同所から同川左岸を東進し森本橋に至り、同所から東海自然歩道を南進し市道田尻吹ヶ洞線に至り、同所から同市道を北西進し久々利川右岸に至り、同所から同川右岸を西進し可児川右岸に至り、同所から同川右岸を西進し起点に至る線により囲まれた区域	安八郡安八町大森地内の長良川に架かる羽島大橋下のあんばちパブリックゴルフクラブ東側沿いの畦道を起点とし、同所から同畦道を北東進し、同町森部地内の同ゴルフクラブの北端に至り、同所から一三三メートル北東進し、同畦道の分岐点に至り、同所から南東進し長良川右岸に至り、同所から同川右岸沿いに南西進し羽島大橋下に至り、同所から北西進し起点に至る線により囲まれた区域	東進し町道根古地三ツ屋線との交点に至り、同所から同町道を南進し町道瑞穂二号線との交点に至り、同所から同町道を南進し五三川左岸に至り、同所から同川を横断し町道大場釜段一号線に至り、同所から同町道を北進し町道有尾一六号線との交点に至り、同所から同町道を西進し町道有尾一七号線に至り、同所から同町道を西進し起点に至る線により囲まれた区域
使用禁止区域	八幡・高野・大矢田特定猟具使用禁止区域	市場紋原特定猟具使用禁止区域	西洞特定猟具使用禁止区域	
線との交点を起点とし、同所から同県道を北進し関市との境界に至り、同所から同境界を東進し同町と美濃加茂市との境界に至り、同所から同境界を東南進した後南西進し県道九七号線との交点に至り、同所から同県道を西進し町道七十一―一線との交点に至り、同所から同町道を北進し町道三十一―一線との交点に至り、同所から同町道を西進し起点に至る線により囲まれた区域	美濃市大矢田地内の県道岐阜美濃線と市道大矢田・武芸線との交点を起点とし、同所から同県道を南西進し関市との境界を経て市道幹二一五―三三三号線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道一五―二八四号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道一五―三二九号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道幹一―五〇八号線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道幹一―五〇八号線との交点に至り、同所から同市道を西北進し同市武芸川町八幡字池ノ洞と同大字字岡ノ上及び字松洞とを分ける稜線に至り、同所から同稜線を北進し美濃市との境界に至り、同所から同境界を東南進し市道大矢田・武芸線に至り、同所から同市道を北東進し起点に至る線により囲まれた区域	関市洞戸大野地内の県道美濃洞戸線と市道幹二一三―二二二号線との交点にある下洞戸橋を起点とし、同所から同市道を南進し板取川右岸の堤防に至り、同所から同川右岸を西進し洞戸橋に至り、同所から県道美濃洞戸線を東進し起点に至る線により囲まれた区域	郡上市高鷲町西洞地内の国道一五六号と中村谷との交点を起点とし、同所から同谷を北西進し旧西ノ野林道との交点に至り、同所から同林道を東進し市道下野新線との交点に至り、同所から同市道を西北進し市道西洞ひるがの線との交点に至り、同所から同市道を北進しひ谷との交点に至り、同所から同谷を西北進し白山国立公園との境界に至り、同所から同境界を北進し大日ヶ岳登山道との交点に至り、同所から同登山道を東進し三角点（一、三五六・三メートル）を経て南東進し同登山道口に至り、同所から約二〇メートル南西進し林道下ノ吹線との交点に至り、同所から同林道を南東進し市道ぜんまい二号との交点に至り、同所から同市道を南東進し国道一五六号との交点に至り、同所から同国道を南西進し起点に至る線により囲まれた区域	

明智西山特定獵具使用禁止区域		分根特定獵具使用禁止区域		蛭川東特定獵具使用禁止区域		芦倉・天狗山特定獵具使用禁止区域	
恵那市明智町太田地内の県道上仁木明智線と市道明智九八号線との交点を起点とし、同所から同県道を南西進し月ノ平林道との交点に至り、同所から同林道を西北進し瑞浪市との境界に		恵那市岩村町分根地内の市道岩村一六六号線と市道岩村一八二号線との交点を起点とし、同所から同市道を西進し市道岩村二〇四号線との交点に至り、同所から同市道を西北進し市道岩村二一五号線との交点に至り、同所から同市道を西北進し市道岩村一七九号線との交点に至り、同所から同市道を西北進し市道岩村一三九号線との交点に至り、同所から同市道を西北進し市道岩村一二八号線との交点に至り、同所から同市道を北進した後西進し国道二五七号との交点に至り、同所から同国道を北進し市道岩村一七号線との交点に至り、同所から同市道を北東進し市道札の辻八本木線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道岩村一三四号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道岩村一四四号線との交点に至り、同市道を南進し市道岩村一六七号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道岩村一六六号線との交点に至り、同所から同市道を南西進し起点に至る線により囲まれた区域		中津川市蛭川字鳩吹地内の市道蛭川七二二号線と市道鳩吹矢柱線との交点を起点とし、同所から同市道を南西進し猿飛橋東端に至り、同所から和田川左岸を西北進し県道中野方苗木線に架かる辻屋橋東端に至り、同所から同県道を北東進し市道蛭川二七号線との交点に至り、同所から同市道を北東進し市道蛭川三一七号線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道蛭川三三二二号線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道蛭川三三八号線との交点に至り、同所から同市道を南西進し市道恵那蛭川東白川線との交点に至り、同所から同県道を東南進した後南進し市道蛭川七二二号線との交点に至り、同所から同市道を西進した後西北進し起点に至る線により囲まれた区域		郡上市白鳥町地内の県道石徹白前谷線と桧峠大日ヶ岳登山道との交点を起点とし、同所から同県道を北西進し民有林二四九林班と民有林二五〇林班との境界に至り、同所から同境界を北東進し民有林二四九林班と二五一林班との境界に至り、同所から同境界を北東進し民有林二四八林班と二五二林班との境界に至り、同所から同境界を北東進し民有林と国有林との境界に至り、同所から同境界を南進し大日ヶ岳登山道との交点に至り、同所から同登山道を南西進し起点に至る線により囲まれた区域	

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後(員メートル)	敷地の幅延長(メートル)	備考	初矢特定獵具使用禁止区域				
						下呂市乗政地内の市道乗政一〇号線と林道初矢線との交点を起点とし、同所から同市道を西進し深谷に至り、同所から同谷を南進し乗政区と宮地区とを分ける稜線に至り、同所から同稜線を西進し後洞三角点(七七・九メートル)に至り、同所から乗政区と小川区とを分ける稜線を北西進した後北東進し初矢峠を経て同市乗政黒字ワラビガサコ及び字藤ヶ野と同市乗政字水上、字中西洞及び字権太郎沢とを分ける稜線に至り、同所から同稜線を南東進し林道初矢線に至り、同所から同林道を北西進し起点に至る線により囲まれた区域				
三 特定獵具使用禁止区域の存続期間 令和六年十一月一日から令和十六年十月三十一日まで										
金山中学校特定獵具使用禁止区域 下呂市金山町金山地内の市道本町下原線に架かる境橋南詰めを起点とし、同所から馬瀬川右岸を南東進し飛騨川右岸に至り、同所から同川右岸を南東進し菅田川左岸に至り、同所から同川左岸を西進し国道四一〇号に至り、同所から同国道を北西進した後北東進し市道金山駅線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道本町妙見線との交点に至り、同所から同市道を北西進し市道本町下原線との交点に至り、同所から同市道を北東進し起点に至る線により囲まれた区域										
岐卓県告示第四百二十七号 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。 なお、その関係図面は、令和六年十一月一日から二週間岐卓県県土整備部道路維持課及び岐卓県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。 令和六年十一月一日										
岐卓県知事 古 田 肇										

岐阜県告示第四百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和六年十一月一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年十一月一日

岐阜県知事 古 田 肇

道の 種類	路 線 名	区 間	延 長 （メ ー ト ル）	供 用 開 始 の 期 日	備 考 （区域 又は 決定 又は 変更 の 告示 年月 日 ほか）
一般 道 号 四 百 十 七	大垣市中野町二丁目七三番一 地先から 同 市河間町五丁目五〇〇番 九地先まで		一、三 四・五	令和 六・一・ 一	令和 六・一・ 一

公 示

。土地改良事業計画の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の土地改良事業の計画の変更を認可したので、同法第四十八条第十一項の規定により公示する。

令和六年十一月一日

岐阜県知事 古 田 肇

施 行 者 名	施 行 に 係 る 地 区 名	認 可 年 月 日
えな土地改良区	えな土地改良区	令和 六・一〇・二二

。落札者等に関する公示

岐阜県の商品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和六年十一月一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 調達物品の名称及び予定数量 凍結防止剤（塩化ナトリウム及び塩化カルシウム）
計1,107,000kg
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 令和6年8月23日
- 4 落札者を決定した日 令和6年10月3日
- 5 落札者の住所及び氏名 高山市問屋町39番地
株式会社瀬木油店
代表取締役 瀬木 孫八郎
- 6 落札金額 65,406,000円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称 岐阜県古川土木事務所総務課管理調整係
(2) 所 在 地 飛騨市古川町上野617番地 1

令和六年十一月一日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ぶらりとびあ十三 岐阜文芸社